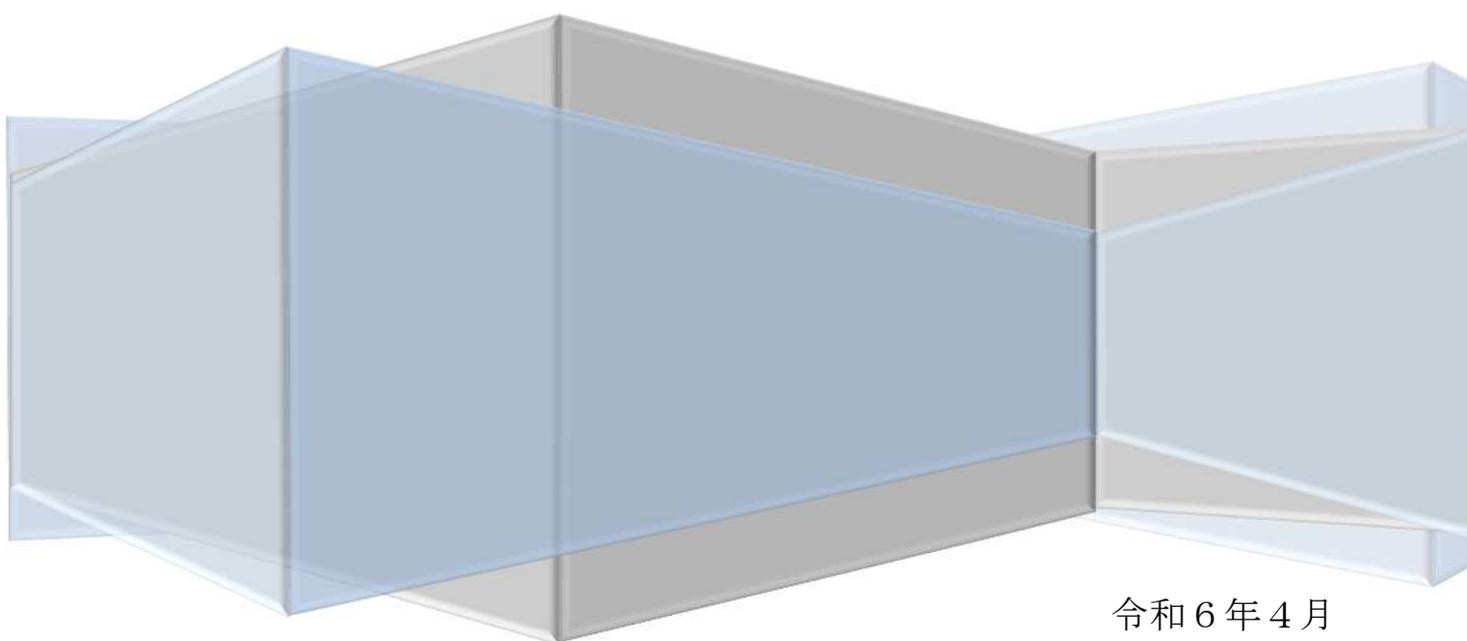


# 建築基準法等における取扱い

葛飾区 都市整備部 建築課



令和6年4月

## 「建築基準法等における取扱い」の位置づけ

「建築基準法等における取扱い」（以下取扱い）は、建築基準法関係規定の解釈・運用についての統一を目的として作成されています。著しくこの取扱いから逸脱する場合は、事前にご相談をお願いいたします。

なお、この取扱いは葛飾区に確認申請を行う際の実施要領であり、指定確認検査機関の見解を拘束するものではありません。

指定確認検査機関にて確認申請を行う場合、申請先の機関と十分に協議してください。

## 建築確認の事前相談について

指定確認検査機関に申請予定の物件の疑義については、指定確認検査機関から葛飾区に直接ご連絡いただきますようお願いいたします。

# 目 次

1.	床面積不算入における開放条件に関する取扱い	2
1-1	バルコニー・屋外廊下	
1-2	屋外階段	
1-3	屋外階段に取り付ける防犯用の格子(たて格子)について	
2.	グレーチング状バルコニーの取扱い	4
3.	小規模車庫に関する取扱い	7
3-1	開口部について	
3-2	敷地内通路(令 128 条)について	
3-3	床面積、建築面積について	
3-4	採光について	
4.	たて格子手すりの取扱い	10
5.	準耐火建築物の FRP 防水仕上げの屋根に関する取扱い	11
6.	トップライトの取扱い	12
7.	小屋裏物置等の取扱い	13
8.	階段室等と屋根の取扱い	16
9.	太陽光発電について	18
10.	路地状敷地の取扱い	19
11.	窓先空地等に関する取扱い	21
11-1	「窓先空地に直接面する窓」について	
11-2	「道路に直接面する窓」について	
11-3	「窓先空地から道路等までの屋外通路」について	
12.	片廊下型共同住宅における階段周りの取扱い	25
12-1	階段部分等の床面積及び採光の取扱い	
12-2	階段と廊下の関係について	
13.	居室の取扱い	26
14.	地盤面の取扱い	27
15.	延焼のおそれのある部分にある付属建築物等の取扱い	27
16.	納戸の取扱い	27

# 1. 床面積不算入における開放条件に関する取扱い

次に掲げる開放条件①～④を満足した場合は、バルコニー・屋外廊下・屋外階段の床面積を算入しないものとする。

## 1-1 バルコニー・屋外廊下

### 【開放条件】

- ①  $h_1 \geq 1.1(\text{m})$ かつ  $h_1 \geq 1/2h_2$
- ②  $a \leq 2.0(\text{m})$
- ③  $L_1 \geq 0.5(\text{m})$
- ④  $L_2 \geq 2.0(\text{m})$

$h_1$ : バルコニー又は廊下の外気に有効に開放されている部分  
 $h_2$ : バルコニー又は廊下の天井高さ  
 $a$ : バルコニー又は廊下の幅(芯々寸法)  
 $L_1$ : バルコニー又は廊下の先端から隣地境界線までの距離  
 $L_2$ : バルコニー又は廊下の先端から建築物までの距離

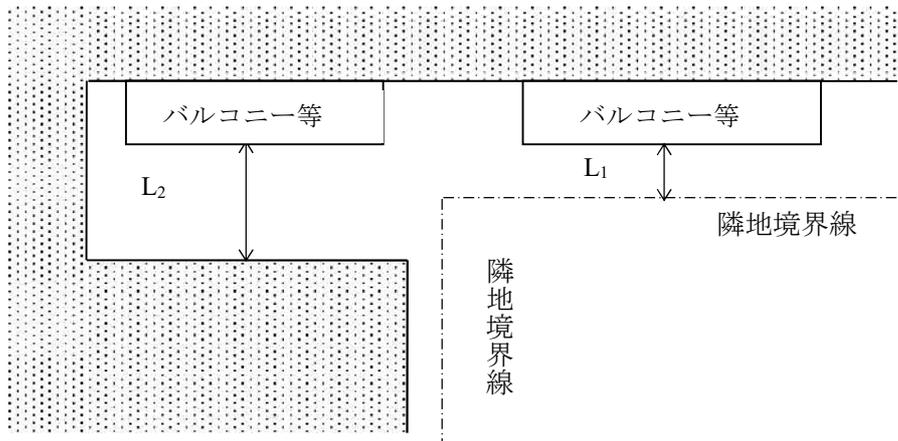


図1 配置図(先端から隣地境界線及び建築物までの距離)

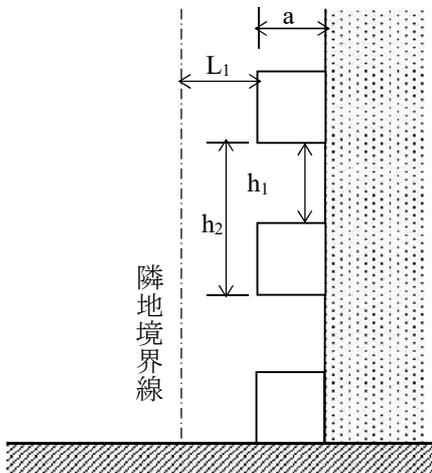


図2 立面図(1)

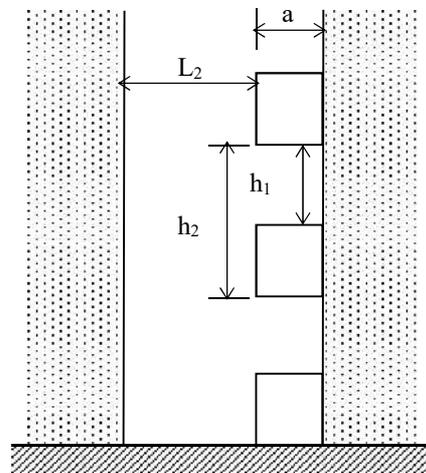


図3 立面図(2)

1-2 屋外階段

【開放条件】

- ①  $h_1 \geq 1.1(\text{m})$ かつ  $h_1 \geq 1/2h_2$
- ②  $L_1 \geq 0.5(\text{m})$
- ③  $L_2 \geq 2.0(\text{m})$
- ④ 階段周長の 1/2 以上が②又は③に面する

$h_1$ :階段部分の外気に有効に開放されている部分  
 $h_2$ :階段部分の天井高さ  
 $L_1$ :階段部分の先端から隣地境界線までの距離  
 $L_2$ :階段部分の先端から建築物までの距離

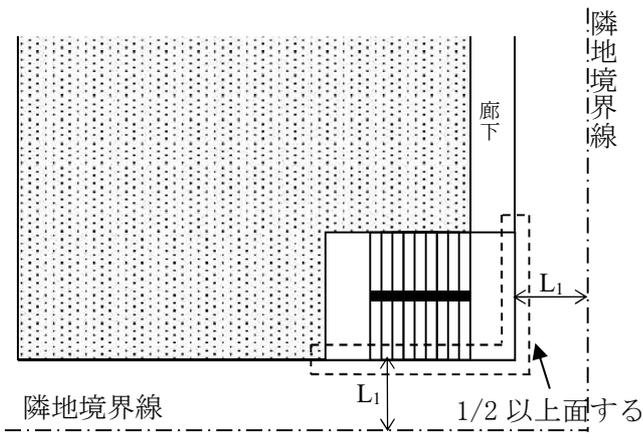


図4 配置図(1)

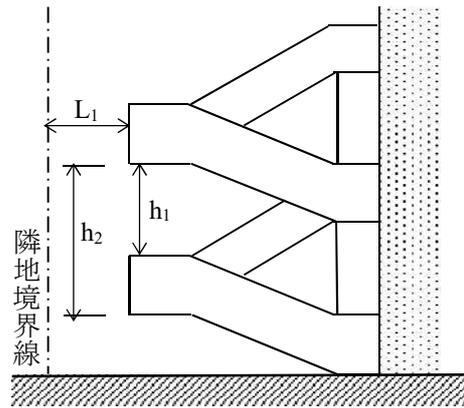


図5 立面図(1)

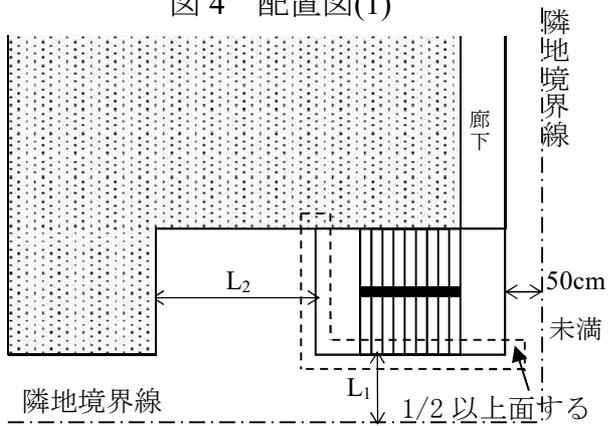


図6 配置図(2)

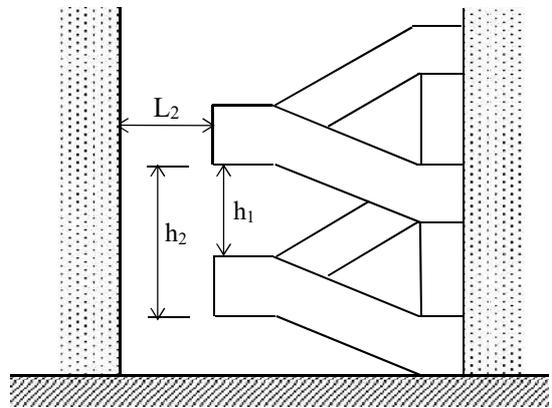


図7 立面図(2)

※ 図6,7において、屋外避難階段に関する取扱いは、下表のとおりとする。  
 ただし、 $L_1 \geq 50(\text{cm})$ を満足していることが条件である。

	$L_2$ の条件	床面積	屋外避難階段として…
1	$L_2 < 1(\text{m})$	算入する	扱えない
2	$1(\text{m}) \leq L_2 < 2(\text{m})$	算入する	扱える
3	$2(\text{m}) \leq L_2$	算入しない	扱える

表1  $L_2$ の条件による屋外避難階段の取扱い

### 1-3 屋外階段に取り付ける防犯用の格子（たて格子）について

たて格子は原則、壁に代わるものと考えているが、防犯用で、10センチメートル間隔程度のたて格子であれば1階部分についてのみ、防犯上の観点より、設置することを認める。

(道路斜線、高度斜線の各階の手すりについての取り扱いは、4. たて格子手すりの取扱いを参照)

## 2 床がグレーチング状のバルコニーの取扱い

床がグレーチング状バルコニーについては、法第2条第1項第一号中の「屋根及び柱・・・(これに類する構造のものを含む)」により屋根として取扱うものとする。

ただし、令第2条二号ただし書きに規定する建築物、建築物の部分に該当する場合は建築面積に算入しない。

なお、グレーチングバルコニーには、すのこ状のバルコニーを含む。

住宅におけるグレーチングバルコニーについては、これまで雨露がしのげないものとして一定のものは屋根としては扱っていませんでした。しかし、平成3年6月10日住指発第210号による1層2段式駐車場の建築面積の算定方法についての通達で、グレーチングを床として扱い柱等から外側にはね出している部分は、政令第2条第二号の「軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもの」とみなし、幅1mを限度とし建築面積に算入しないものとする。とされ、2009年版日本建築行政会議発行の「基準総則・集団規定の適用事例」による建築面積の算定においても同様の考え方が示されました。

## 建築面積の算定について

【平成 5 年 6 月 24 日建告第 1437 号】

国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造

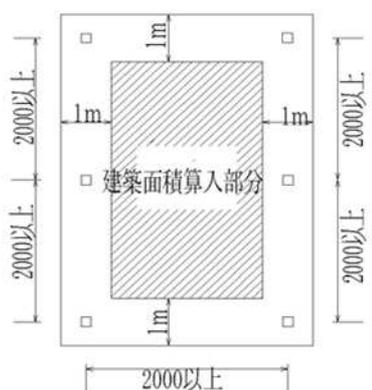
最終改正平成 12 年 12 月 26 日建告第 2465 号

建築基準法施行令第 2 条第 1 項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造は、次に掲げるものとする。

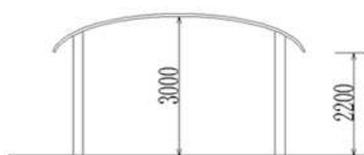
- ① 外壁を有しない部分が連続して 4 m 以上であること。
- ② 柱の間隔が 2 m 以上であること。
- ③ 天井の高さが 2.1 m 以上であること。
- ④ 地階を除く階数が 1 であること。

建築物の一部が平成 5 年建告第 1 4 3 7 号の①、②、③、④の全てに該当する場合は令第 2 条第 1 項第二号中の「その部分」として取り扱う。

玄関ポーチ、テラス、バルコニー等についても、「その部分」に該当する場合は建築面積の算定を次の通り取り扱う。(参考例)



平面図



立面図

図 8



### 3. 小規模車庫に関する取扱い

専用住宅等(長屋を含む)に付属する 50 m<sup>2</sup>以下のビルトイン車庫(以下、「小規模車庫」\*) というの取扱いは、以下のとおりとする。

#### 3-1 開口部について

原則として車庫部分の周長\*\*の 1/2 以上(構造上やむを得ない柱、壁は除く)が開放されていれば、次の①及び②の条件を満足した場合は、延焼の恐れのある部分の開口部に防火設備を設置することを要しないものとする。

#### 【条件】

- ① 車庫の天井・壁は、軒天・外壁と同等以上の防火性能を有するものである。
- ② 車庫と住宅部分の壁に開口部がある場合は、延焼の恐れのある部分にある開口部に防火設備を設置している。
- ③ 隣地境界線から外壁面まで有効で 50 cm 以上離す。

※1：小規模車庫とは、奥行き 5 m 程度のものをいう。

※2：周長とは、小規模車庫の用途に供する部分における全周の長さをいう。

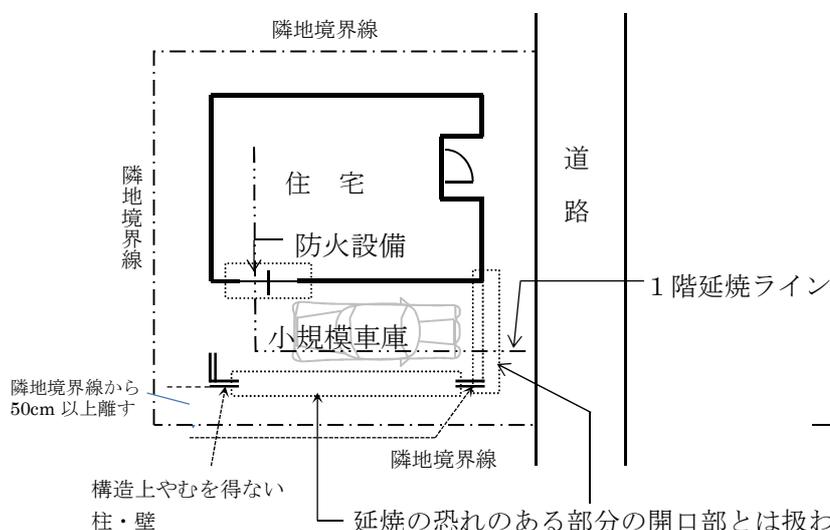


図 10 平面図兼配置

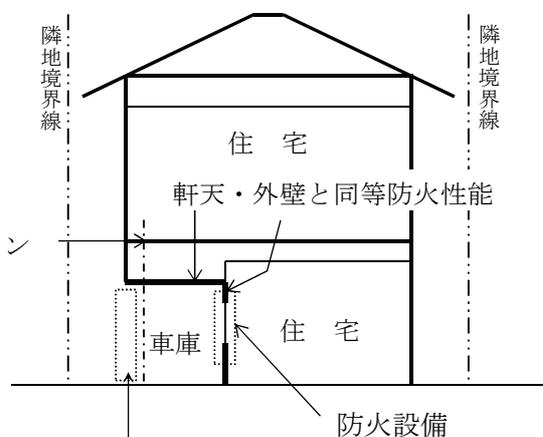


図 11 断面図

### 3-2 敷地内通路(令第128条)について

3階建て専用住宅等において、小規模車庫に面して玄関を設ける場合の令第128条に規定する敷地内通路の取扱いは、以下のとおりとする。

次の①及び②の条件を満足した場合は、①の通路先端部分を令第125条第1項の出口とみなし、当該部分から令第128条の敷地内通路(幅員1.5m)を要するものとする。

#### 【条件】

- ① 玄関から**有効75cm以上**の通路を確保し、当該部分は床面積に算入している。
- ② 通路と車庫部分は、仕上げ等により通路と車庫部分を明確に区別している。

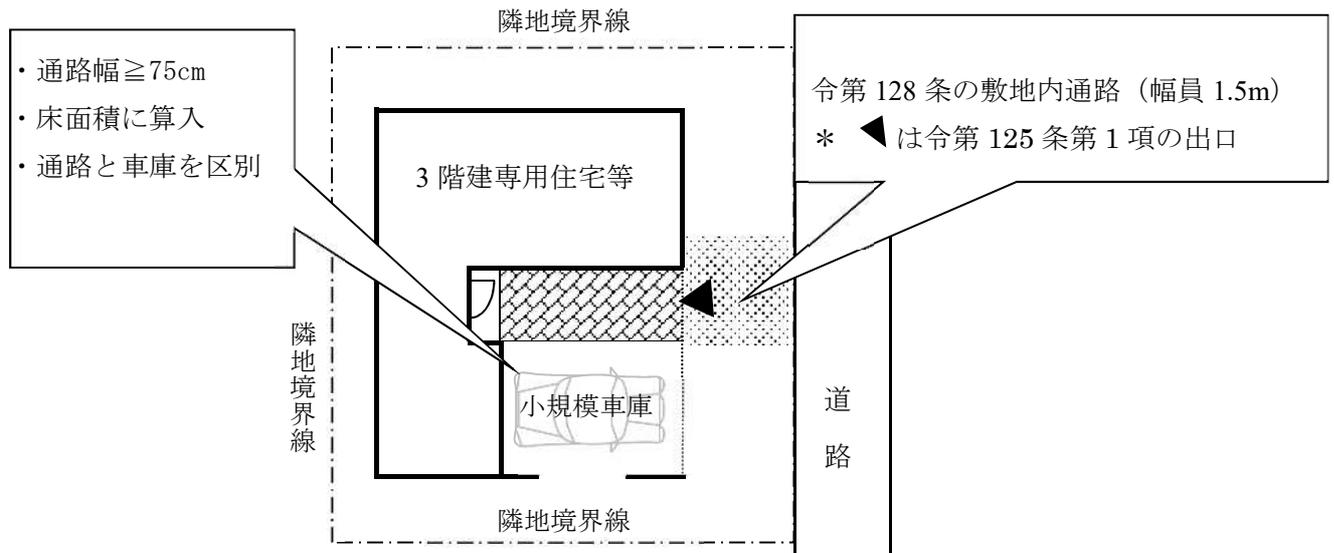


図 12 平面図兼配置

### 3-3 床面積、建築面積について

#### ・床面積

はね出しバルコニー等の下を小規模車庫として使用している場合、自動車車庫の用途に供する全ての部分を、手摺芯から床面積に算入する。

#### ・建築面積

外壁又はこれに代わる柱の中心線から 1m 以上突き出たはね出しバルコニー等の下を小規模車庫として使用している場合、その先端から 1m 以内の水平投影面積は、建築面積に算入しないものとする。

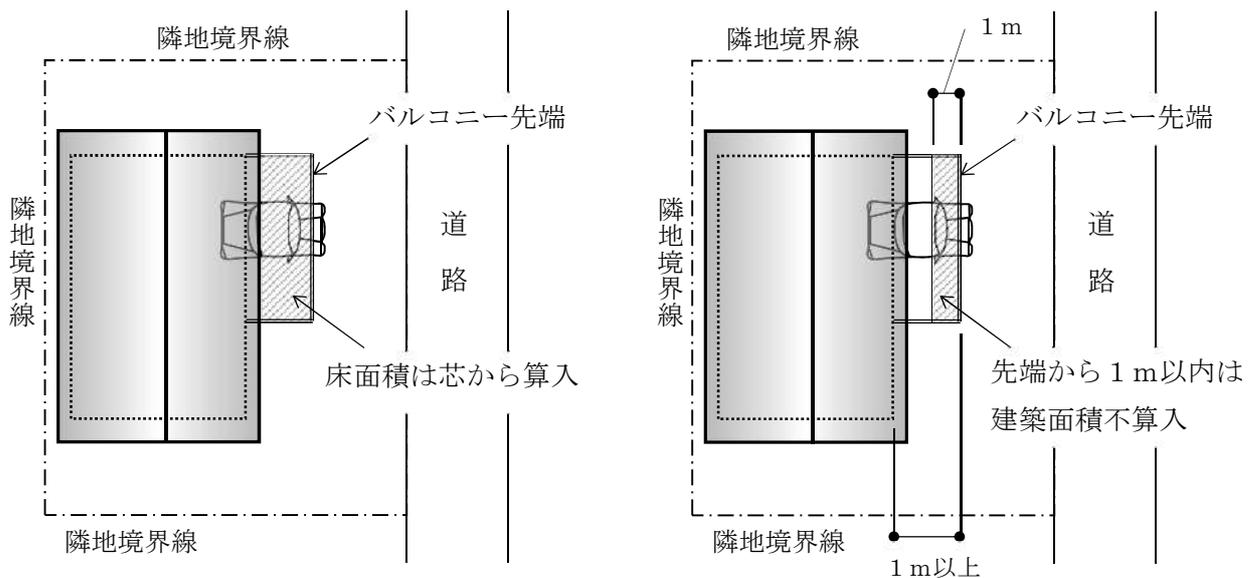


図 13 配置図

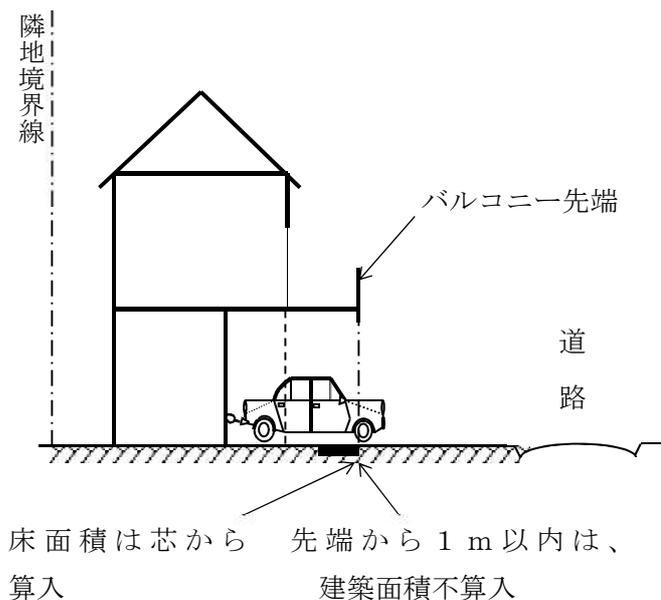


図 14 断面図

### 3-4 採光について

小規模車庫の奥にある居室の採光について、当該車庫に面する開口部から採光をとる場合の取扱いは、下記のとおりとする。

図17における車庫部分に概ね1/2の開放があれば補正係数×0.7で車庫からの採光を認めている。

車庫の規模は、奥行き（はねだし部分を含む。）5m程度とする。（はねだし部分の出は、芯寸法で原則1.36mまでとする。）

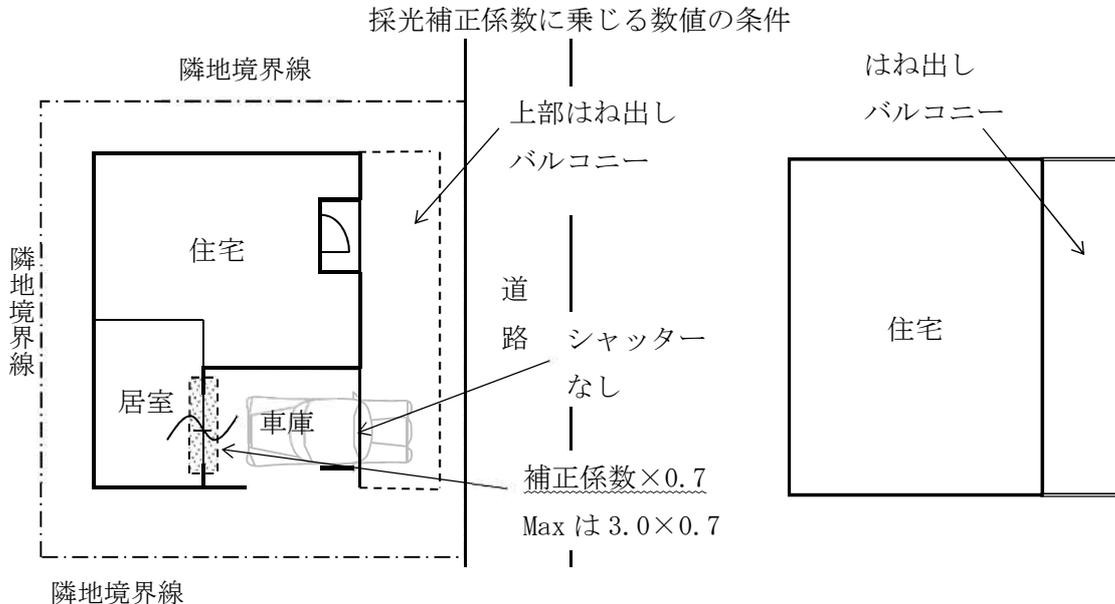


図15 1階平面図兼配置図

図16 2階平面図

## 4. たて格子手すりの取扱い

たて格子手すりに関する取扱いは、下表のとおりとする。

部位 法規制	屋上	バルコニー	屋外階段	屋外廊下
道路斜線	○	○	△	○
隣地斜線	○	○	△	○
北側斜線	○	○	△	○
天空率	×	×	×	×
日影規制	○	○	△	○
高度斜線	○	○	△	○

※ たて格子手すり：金属製で手すりのピッチが10cm程度の開放性が高いもの。  
(パイプ等の形状で日照、通風の確保ができるものの場合。)

- : 法の規制を受けない
- △ : 屋上部分より上部の手すりのみ法の規制を受けない
- × : 法の規制を受ける

表2 たて格子手すりの取扱い

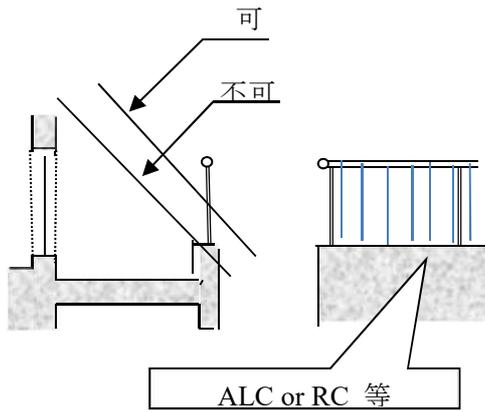


図 17 たて格子の扱いの例-1

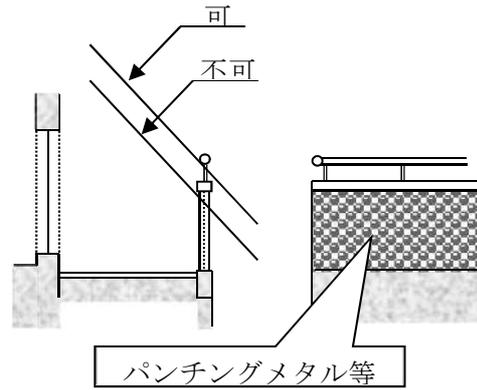


図 18 たて格子の扱いの例-2

## 5. 準耐火建築物の FRP 防水仕上げの屋根に関する取扱い

準耐火建築物の屋根に使用する FRP 防水仕上げについて、建築基準法第 62 条の規定に基づく国土交通省告示第 1365 号及び建築基準法第 2 条第七号の二の規定に基づく国土交通省告示第 1358 号により、下記の通り取扱うものとする。

下地に不燃材料(建築基準法第 2 条第九号の規定に基づく国土交通省告示第 1400 号による不燃材料又は国土交通大臣認定不燃材料)を使用し、かつ、建築基準法第 63 条の認定 (DR 認定) があるものに限り、FRP 防水仕上げを認める。

よって、DR 認定を取得している場合でも、下地が不燃材料以外のものの使用は認めない。

## 6. トップライトの取扱い

トップライトについての取扱いは、下記のとおりとする。

トップライトは、防火上屋根として考えるため、不燃材料以上のものの使用を認めるものとする。また、準耐火建築物の場合は、天井と屋根における防火上の弱点となりやすいことから、その屋内側は、屋根の裏側の部分又は直下の天井と同等以上の防火性能を確保するものとする。

アルミサッシ枠+網入りガラス

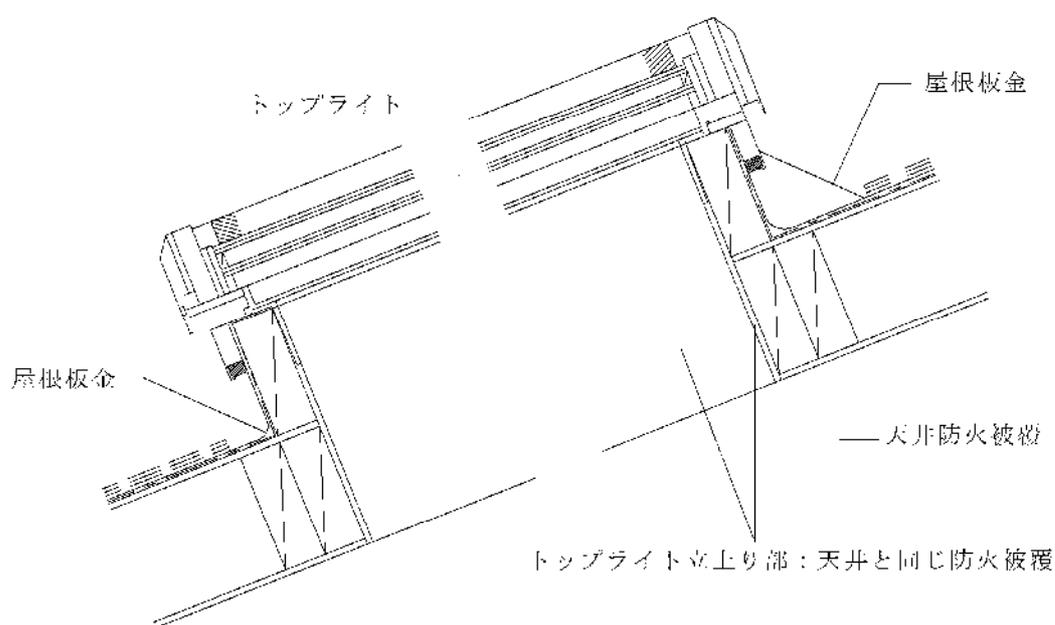


図 19 準耐火構造建築物におけるトップライト設置の例

## 7. 小屋裏物置等の取扱い

小屋裏・天井裏部分及び床下等の部分を利用して設ける物置等(以下「小屋裏物置等」という)で、以下の条件を満たすものについては、階とみなさないこととし、当該部分は床面積に算入しないものとする。

### 【条件】

- ① 小屋裏・天井裏部分および床下部分の**余剰空間**を利用して設ける物置等であること。
- ② 小屋裏物置等の最高内法高さは、1.4m 以下であること。
- ③ 小屋裏物置等の水平投影面積が、その階の床面積の 1/2 未満であること。(図 20 参照)
- ④ 小屋裏物置等を利用するためのはしご等の設置方法は、特定しない。ただし、昇降中の転落を防止するための手すり等を設けること。(天井収納はしごに変えて固定階段とした場合は、固定階段を小屋裏面積に算入し、階段は令第 23 条の基準を準拠する。また、この場合は、小屋裏と居室の間には出入口以外の開口部を設けることは認めない。)
- ⑤ 木造 2 階建ては、当該小屋裏物置の面積を各階の床面積に加算(告示第 1351 号)し、建築基準法施行令第 46 条第 4 項による検討を行うこと。
- ⑥ 木造 3 階建て等は、当該小屋裏物置の荷重を加算し、構造計算によること。
- ⑦ 一の小屋裏物置等に、換気を行う目的で開口部を設ける場合、当該大きさは次のいずれかを満たすこと。なお、有効に換気を行うことができない開口部の設置は認めない。
  - 窓の大きさは概ね最大 60 cm 角、面積 0.36 m<sup>2</sup>/箇所程度
  - 窓を 2 か所設置する場合は、窓の合計面積は、0.6 m<sup>2</sup>以下 (2 か所合計) 又は小屋裏物置等の床面積の 1/20 以下の面積の何れか小さい面積以下とする。
  - 換気のための窓は、原則として一の小屋裏収納について 2 か所までとする。
- ⑧ 電話、テレビ、LAN 等の端子を設置しないこと。
- ⑨ エアコン等の空調設備を設置しないこと。
- ⑩ 収納を造作しないこと。
- ⑪ 床の仕上げは合板もしくはフローリングとする。
- ⑫ 小屋裏収納等の出入りは横入り不可とする。(図 20 c、g)
- ⑬ 固定階段によるロフトの利用がないこと。(図 20 b、f、h)

### ○余剰空間とみなさない例

- ・意図的に空間を大きく造り出した形態であるもの。
- ・居室と一体利用し開放している空間
- ・住戸内、住戸相互で意図的に小屋裏物置等を造り出した形態であるもの。

※ 原則として、住宅のみ(兼用住宅を含む)を対象とする。

※ 共同住宅および長屋は各住戸で、寄宿舍は各住室で、上記①から⑬までを満たすこと。

※ 原則、余剰空間の判断は各住戸ではなく、建物全体として総合的に判断する。

※ 特殊な形態は、個別判断とする。



次の①～③のいずれかに該当する構造形態については、原則として小屋裏物置として取り扱わないものとする。

- ① 床下部分と天井裏部分を合わせて、高さが1.4mを超える構造。
- ② 小屋裏物置等の空間を大きくとるために、束立てをする構造。(切妻も含む。)
- ③ 天井裏の余剰空間の高さ(小屋裏天井ボード面から垂木下部まで)が1m以上ある場合。

(最低限高度地区内に計画する2階建ての場合は相談に来てください。)

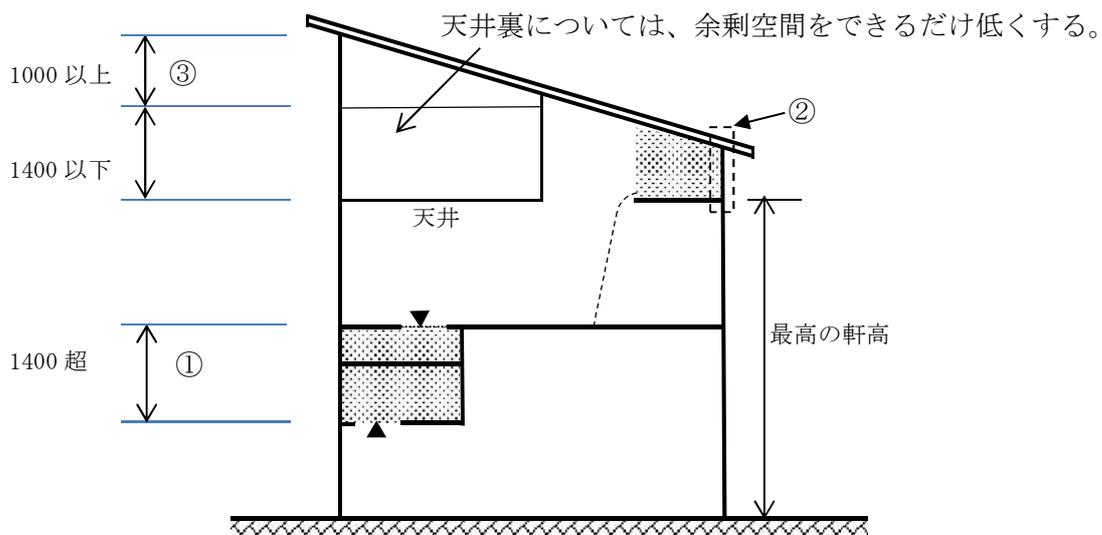


図 21 小屋裏物置と扱わない例

※小屋裏物置等とは、余剰空間を利用するためのものであり、用途については収納に限定されます。そのため、小屋裏収納内にテレビやエアコン等を設置、またロフトのような居住性の高い空間に対して固定階段を認めた場合、小屋裏収納を居室として利用されるおそれがあるため、本取扱いを定めています。

## 8. 階段室と屋根の取扱い

階段室(塔屋)と屋根を併設した場合における高さ及び階数の取扱いについては、以下のとおりとする。

Case1

階段室と屋根が外観上、明確に分かれている場合

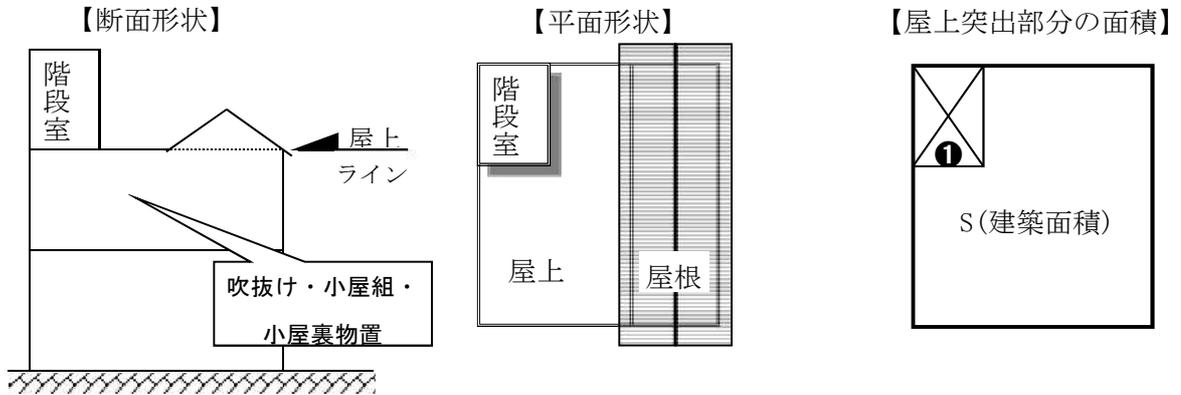


図 22

階段室の高さを不算入とする条件	階数を不算入とする条件
① $\leq S \times 1/8$	① $\leq S \times 1/8$

2

Case2

階段室と屋根が一体となっている場合(外観上、階があると見なされる恐れのある場合)

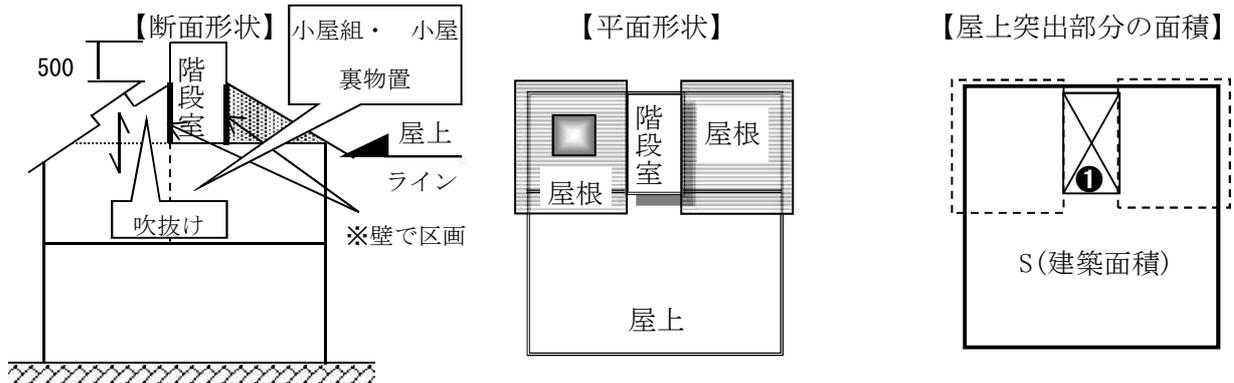


図 23

- 1) 階段室と吹抜け・小屋組・小屋裏物置は壁で明確に区画されていること。
- 2) 階段室は、屋根面より50cm程度突出していること。

※ 小屋裏物置の出し入れは、「7. 小屋裏物置等の取扱い」より下階からのみとする。

階段室の高さを不算入とする条件	階数を不算入とする条件
① $\leq S \times 1/8$	① $\leq S \times 1/8$

参考

➤高さ及び階数に算入する例

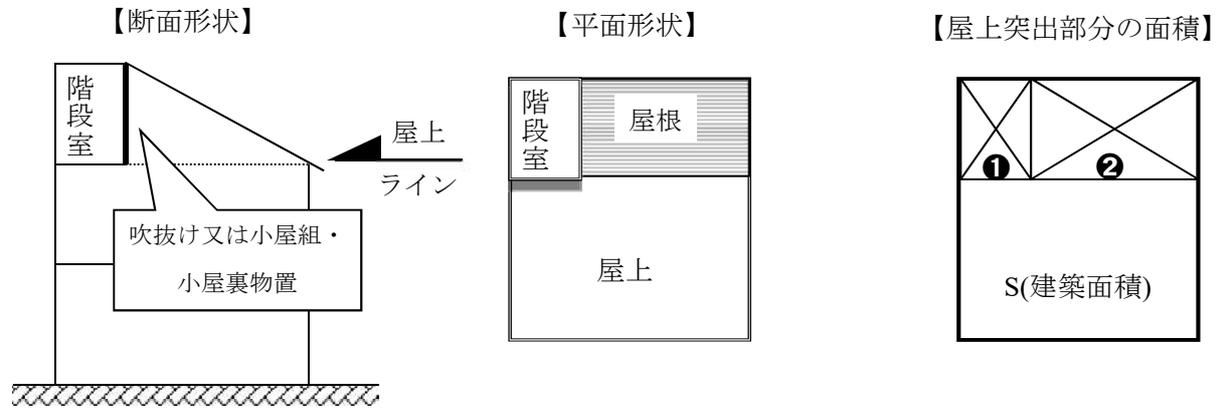


図 24

※ 階段室と屋根が一体で、階段室が屋根から突出しておらず、 $\text{①} + \text{②} > S \times 1/8$  となっているもの。

## 9. 太陽光発電について

太陽光発電設備は、原則として「屋上部分」とはみなさず、高さに算入となります。

ただし、以下の条件を満たす場合は、高さに算入しなくても構いません。

- ① 太陽光発電設備＋屋上部分（階段室、昇降機塔など）の水平投影面積が、建築面積の1／8以下である。
- ② 「屋上部分」とみなした場合、建築基準法の規定に適合する。

上記①、②の両方を満たした場合、太陽光発電設備は「屋上部分」とみなします。

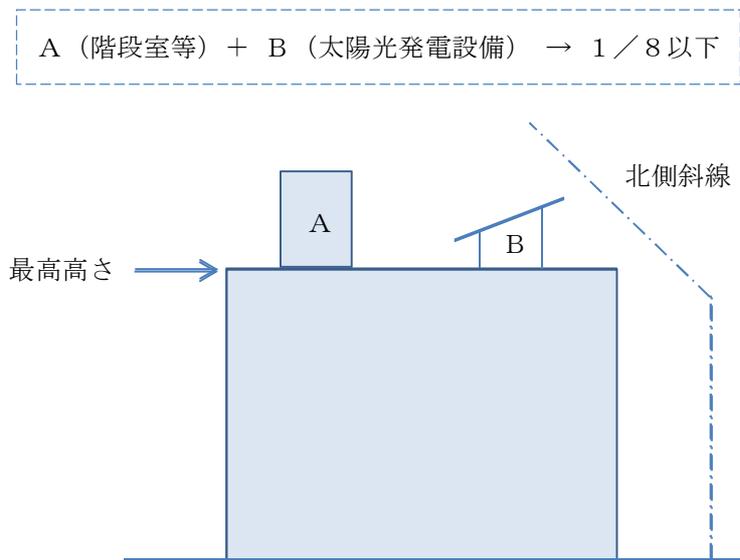


図 25

## 10. 路地状敷地の取扱い

安全条例第10条第1項による路地状敷地の取り扱いについて

図28に掲げる条件に該当する敷地は、一般的に「路地状敷地」として扱う。

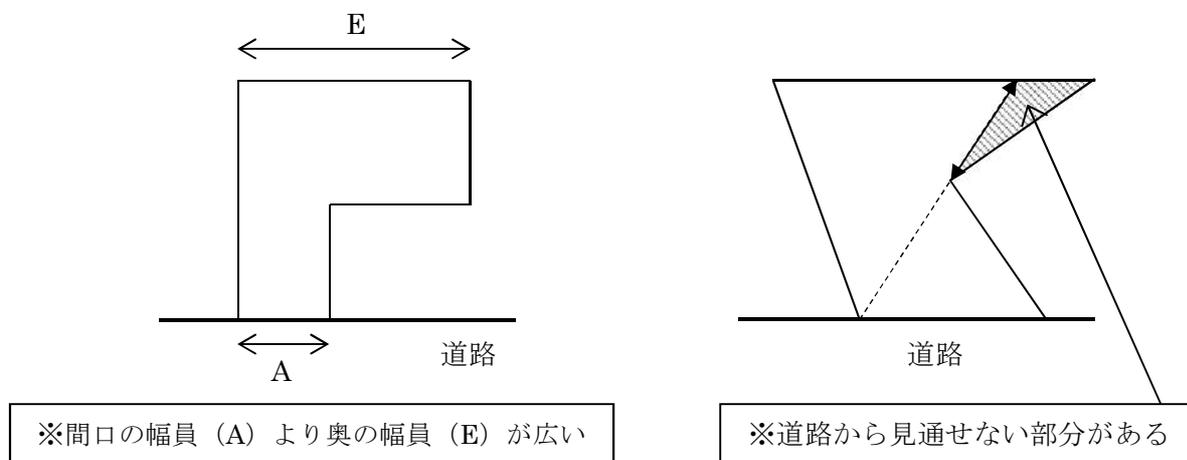


図 26

以下の図29に掲げる条件に該当する敷地については、原則として東京都安全条例10条における規定は適用しない。(路地状敷地だが、東京都安全条例10条における規定は適用しない。)

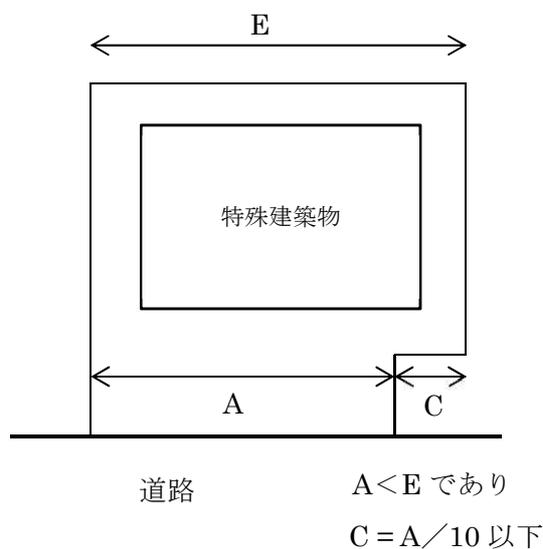
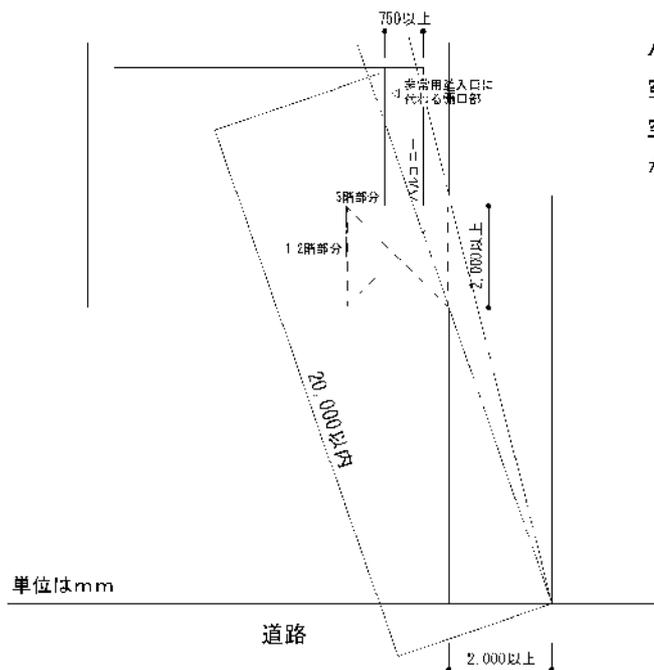


図 27

※ 特殊な敷地形態の場合は、個別判断とする。

令 126 条の 6 について（代用進入口の考え方）（参考）



バルコニーの前面に2,000 x 2,000程度の  
空気を確保又はバルコニー脇に同様の  
空気を確保する。  
なお、バルコニーの出幅は有効寸法で750以上とする。

図 2 8

変形路地状敷地の場合の非常用進入口に代わる窓の考え方

窓は、原則として非常用の進入口に代わる開口部として利用できる範囲が見通せること。

## 1 1. 窓先空地等に関する取扱い

### 1 1 - 1 「窓先空地に直接面する窓」について

(東京都安全条例第 19 条第 1 項第二号ロ)

東京都安全条例第 19 条第 1 項第二号ロにおける「窓先空地に直接面する窓」は、以下の事項の主旨を満足し、避難上支障ないと建築主事が認めるものとする。

- 窓の開口の大きさは、有効 750×1200 以上とする。
- 窓先空地には、窓又は避難上有効なバルコニーが接し、かつ、窓の正面に窓先空地があること。(窓横は認めません。)
- 窓先空地の最小空間は要求された幅員を辺とする正方形とし、最大 2 住戸まで兼ねられるものとする。
- 2 住戸兼用とする場合の窓先空地における、窓に面する辺の長さは、「2 m 以上」かつ「各開口が収まる寸法以上」かつ「要求された幅員以上」とする。なお、窓先空地の幅の範囲内に有効開口 750 が収まるものとする。また、この場合の窓先空地の中心は 2 住戸の境界にとる。(図 31 を参照)

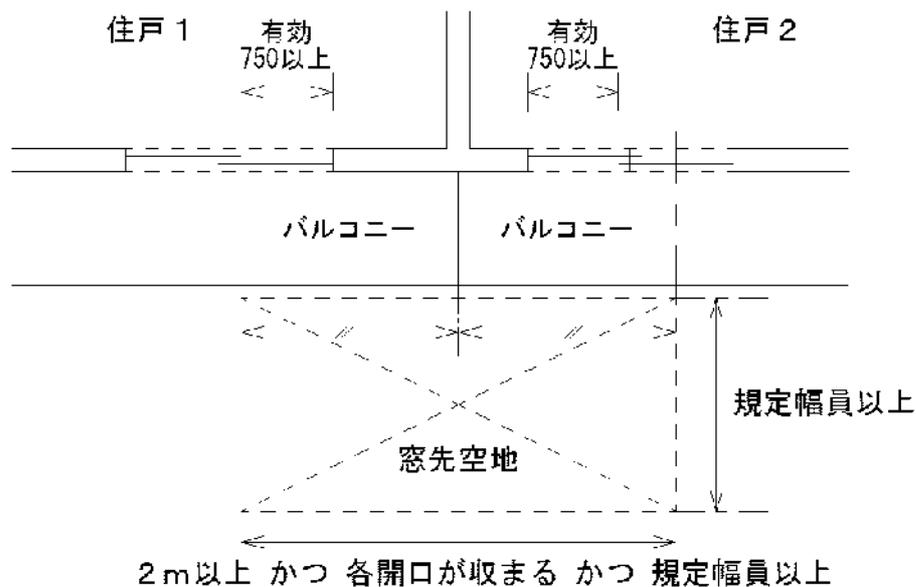


図 2 9 2 住戸兼用の窓先空地

➤ 窓先空地部分に緑化を行う場合の取り扱いは下記による。

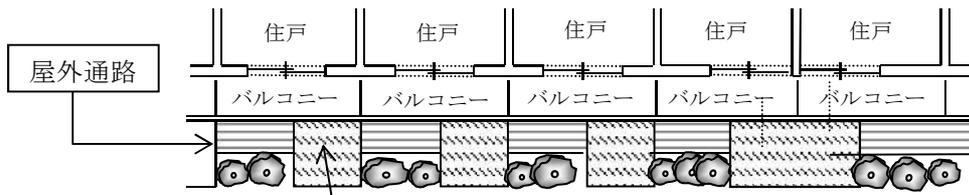


図 3 0 参考例

☞ 窓先空地の緑化

窓先空地と屋外通路部分は、地被植物等とする。

屋外通路と植栽の部分は原則として段差を設けず同一レベル

### 1 1 - 2 「道路に直接面する窓」について

道路に面した窓としての取扱い

- 窓の開口の大きさは、有効 750×1200 以上とする。
- 道路に面する窓の部分には、原則として地被植物等以外の緑化は認めない。

### 1 1 - 3 「窓先空地から道路等までの屋外通路」について

(東京都安全条例第 19 条第 2 項)

東京都安全条例第 19 条第 2 項における「窓先空地から道路等までの屋外通路」は、以下の事項の主旨を満たし、避難上支障ないと建築主事が認めるものとする。

「窓先空地から道路等までの屋外通路」は敷地内における屋外の通路とする。ただし、以下の事項を満足し、かつ、避難上支障がない場合はこの限りではない。

- 通路幅は、柱・壁等の内法寸法とし、通行上支障のない有効幅員を確保すること。
- 通路部分の形状は、長方形であることを原則とし、見通せること。
- 通路部分は、屋内部分\*と耐火構造の壁・床及び常時閉鎖式の特定防火設備で区画すること。
- 通路部分は、外気に十分開放されていること。\*<sup>1</sup>

\*<sup>1</sup>：外気に十分開放されている状態は、以下の①及び②を満足するものを原則とする。(図 33 参照)

- ① 通路の片側は柱のみとし、隣地境界線からの距離が 50cm 以上であること。
- ② 通路には自転車その他の物を置かないこと。

\*：通路内にある駐輪場は、耐火構造の壁又は特定防火設備による区画を要する。(図 34 参照)

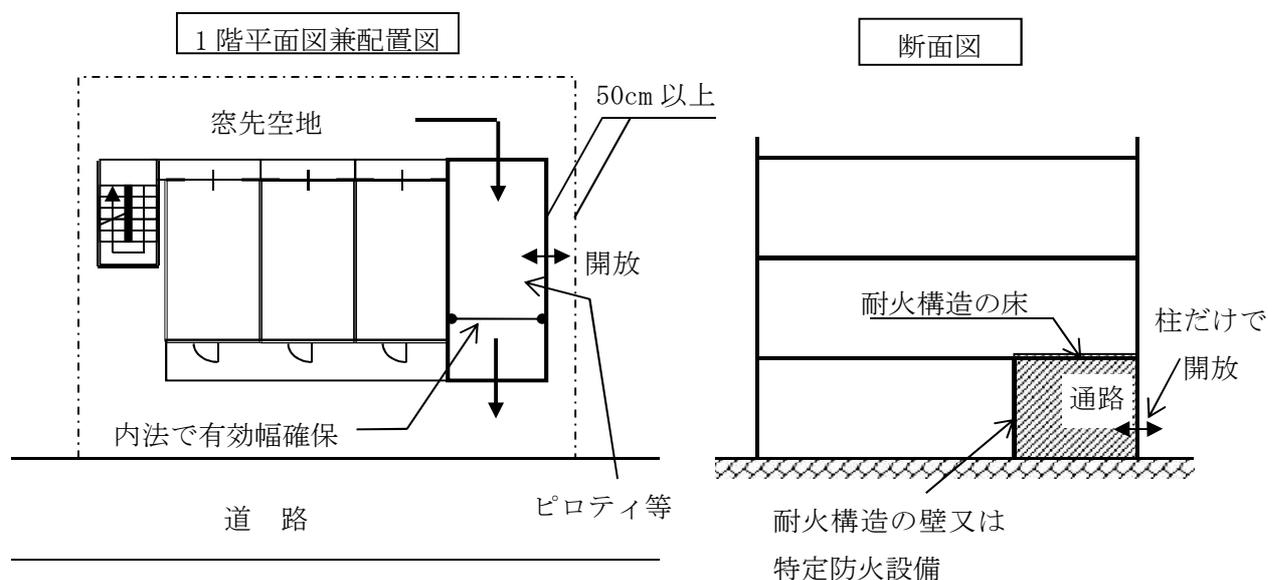


図 31 窓先空地からの屋外通路のイメージ図

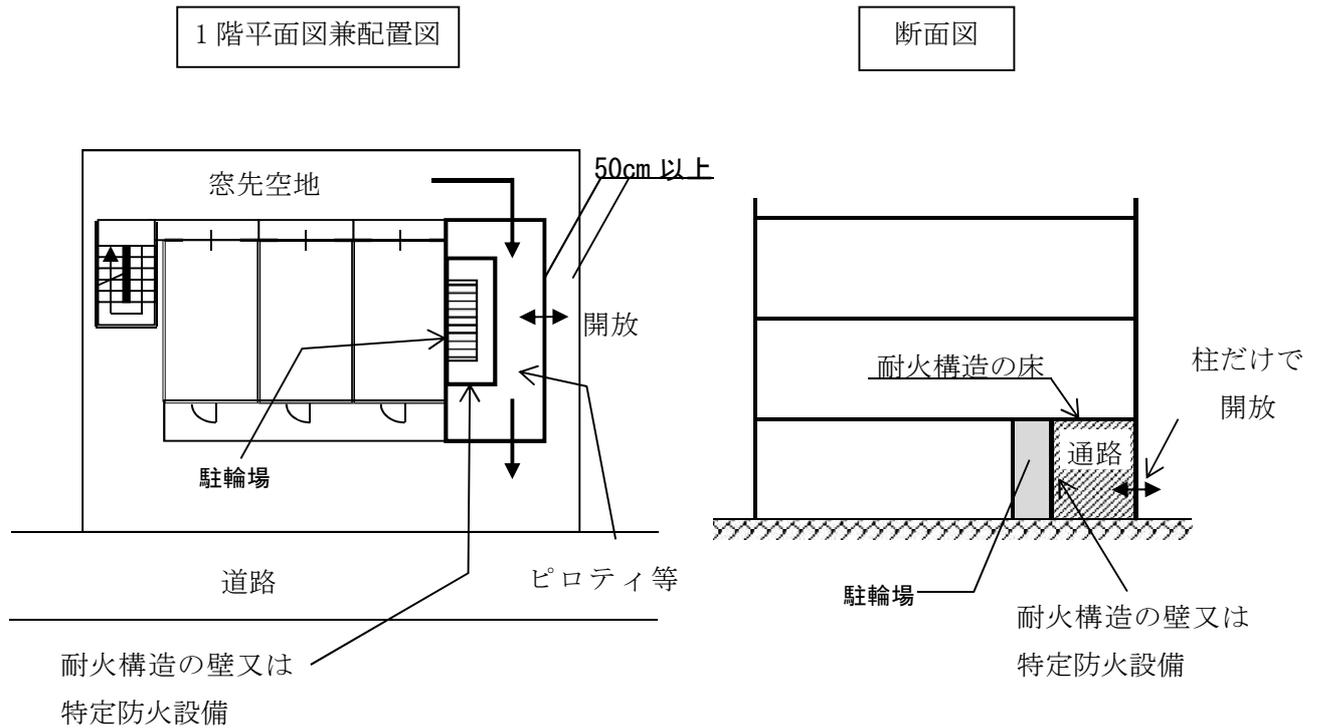


図 32 通路内にある駐輪場

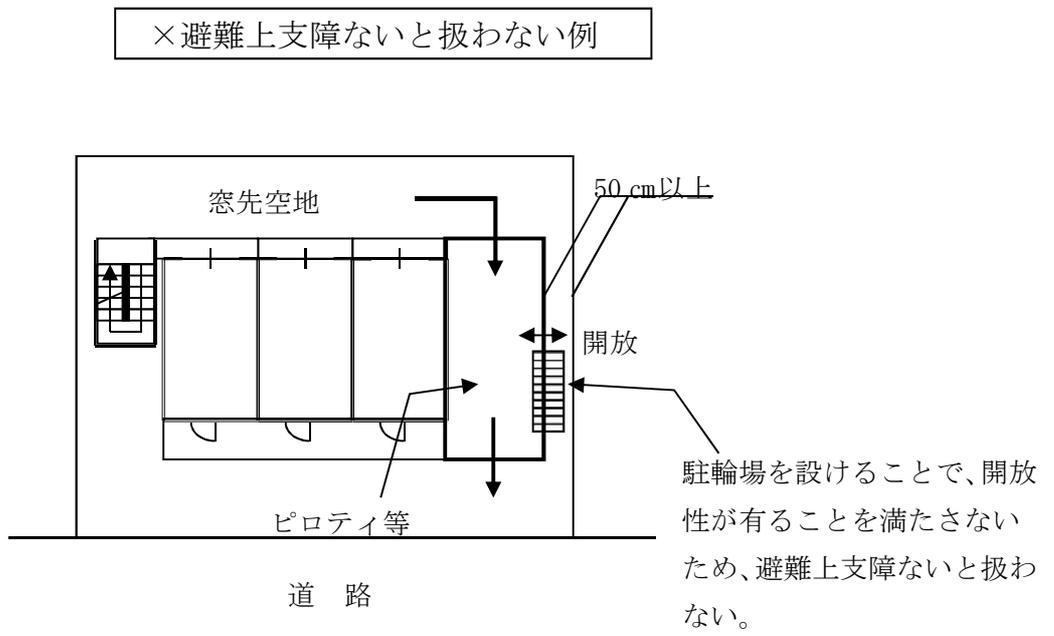


図 33 開放条件に関するイメージ図（開放とは扱わない例）

## 1 2. 片廊下型共同住宅における階段周りの取扱い

### 12-1 階段部分等の床面積及び採光の取扱い

屋外廊下に面して設ける屋外階段・エレベーター等の床面積・採光は、図 36 において下表のとおり取扱うこととする。

	床面積について		採光について	
屋外階段	①の部分	不算入	窓 A	採光上無効
エレベーター等	②の部分	算入	窓 B	採光上無効

\* 図 34 の P 部分は、「床面積算定基準の開放条件」の開放条件を満足している。

表 5 屋外階段・エレベーター等の床面積・採光の取扱い

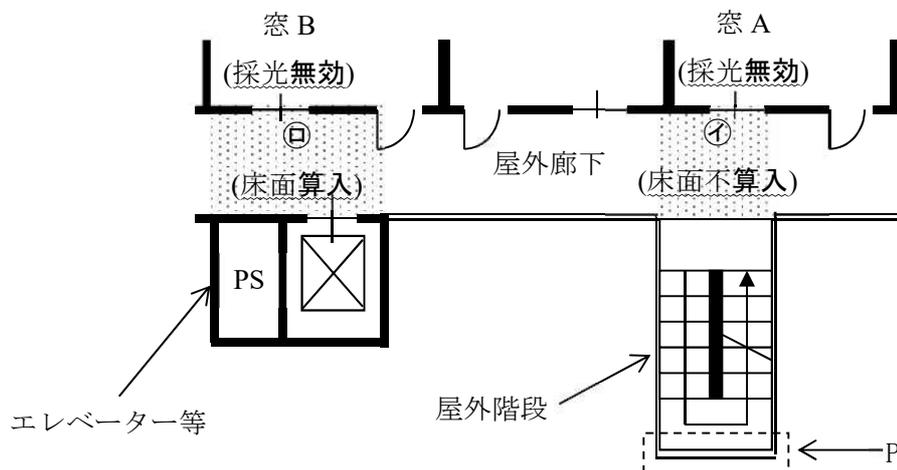


図 34 屋外廊下に面して設ける屋外階段・エレベーター等の平面図

## 12-2 階段と廊下の関係について

2以上の直通階段が要求される場合、階段と廊下の兼用は認めない。(図 37 参照)

ただし、廊下幅(D)と階段幅(d)がそれぞれ、法令等に規定された幅を満足している場合はこの限りではない。(図 36 参照)

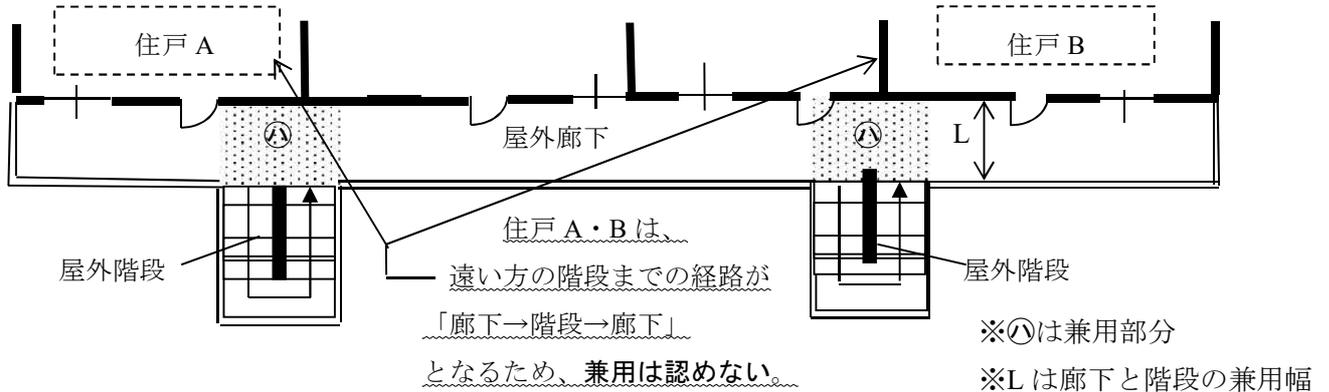


図 35 2以上の直通階段が要求される

防火避難規定(ぎょうせい)を  
参照

法令に規定された  
D = 廊下の幅以上

d = 階段の幅以上

L = 廊下の幅員

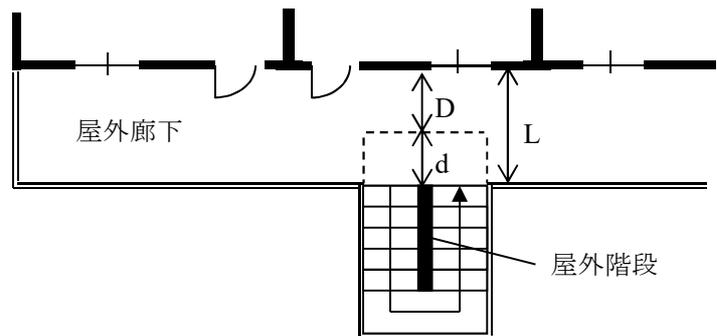


図 36 廊下と階段の兼用が認められる場合

## 1 3. 居室の取扱い

住宅等(長屋、共同住宅を含む)の台所で面積が7.5㎡以下のもので、垂れ壁などで区画されているものについては、法第28条第1項、令第5章(避難施設等)の適用を除外することができる。

## 1 4. 地盤面の取扱い

道路の高さより平均して 30cm 以上の盛土を行う場合、北側、日影規制、高度地区による高さ制限の検討をする際の地盤面は、30cm として検討することとする。

なお、街区全体が高い場合、既存の地盤が 30cm 以上ある場合、2 以上の前面道路に高低差がある場合等については、個別判断とする。

(平均地盤面を算定する場合は、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さ(一般的には基礎の外周)で検討する。)

## 1 5. 延焼のおそれのある部分の付属建築物等の取扱い

著しく火災等の発生のおそれが少ない自転車置場等で主要構造部が不燃材料で造られたものは、法第 2 条第六号ただし書き「その他これらに類するもの」として、本体建築物には、延焼のおそれのある部分を生じさせないものとする。

※ゴミ置場・物置には、防火設備が必要。自転車置場は、不要。

※バイク置き場は、対象外。(「その他これらに類するもの」には該当しない。)

防火避難規定(ぎょうせい)を参照

例) 高層住宅の自転車置場の場合

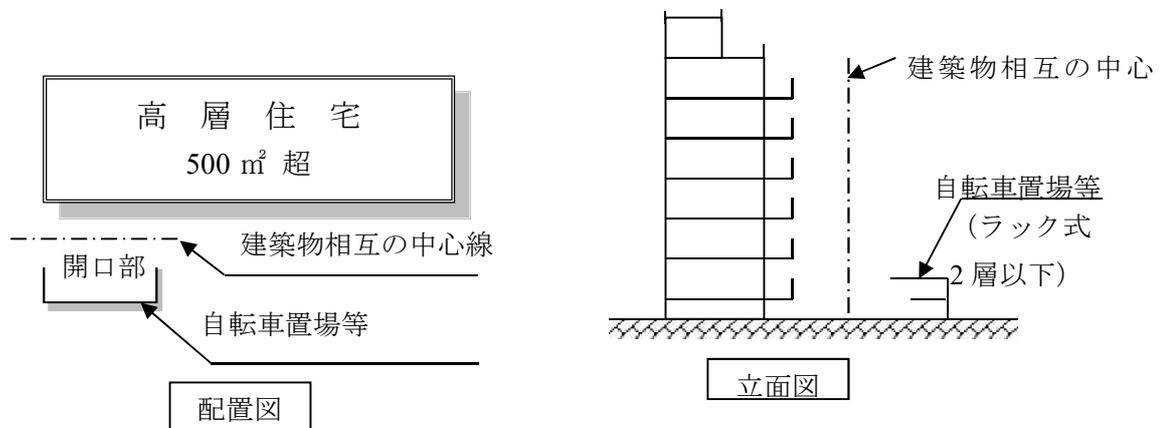


図 37 延焼のおそれのある部分の付属建築物の例

## 1 6. 納戸の取扱い

法第 28 条で要求される採光が取れないため、居室を「納戸」と称して複数表示されている建築物が見受けられる。そのような実態をなくすため、次に該当するように計画すること。

- ① 原則 1 住戸につき 1 箇所
- ② 電話、テレビ、LAN 等の端子を配置しないこと。
- ③ エアコン等の空調設備を設置しないこと。
- ④ 収納を造作しないこと。

※ 特殊な使用を伴う納戸は個別の判断とする。

この取扱については平成 25 年 11 月 1 日より取扱うものとする。

※平成 26 年 2 月 26 日：改訂

平成 26 年 7 月 30 日：改訂

平成 26 年 9 月 29 日：改訂

平成 28 年 4 月 1 日：改訂

平成 31 年 1 月 23 日：改訂

令和 6 年 4 月 11 日：改訂